

# 役員等報酬規程

社会福祉法人 白皇山保護園

富山県富山市八尾町福島前山 10 番地

## 社会福祉法人白皇山保護園 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人白皇山保護園の役員及び評議員の報酬について定める。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

(理事会等の出席報酬)

第3条 役員等が、理事会、評議員会及び監査等に出席したときは、次の報酬を支払うことができる。

1日 5,000円

ただし、施設の職員を兼ねる役員には支給しない。

(支給の方法)

第4条 報酬は、理事会等に出席した当日、現金にて支給する。

2 報酬は、源泉所得税額を控除して支給する。

(改正)

第5条 本規程の改正は、評議員会の決議を経て行うものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。